

<< 2013年3月21日配信 「八丈島通信局・太陽黒点観測レポート」 <連載> |
main | 2013年3月27日配信 「『山口組若頭懲役6年判決』で決定的となった暴力団
の“終わりの始まり”!?」 <裁判> >>

2013年3月22日配信「非理法権天——東京国際空港D滑走路違法 埋立事件番外裁判」

profile

[polestar0510](#)

calendar

S	M	T	W	T	F	S
	<u>1</u>	2	3	4	5	<u>6</u>
7	<u>8</u>	9	10	11	<u>12</u>	13
14	15	<u>16</u>	17	18	19	20
<u>21</u>	22	23	24	25	26	<u>27</u>
<u>28</u>	29	30	31			
<< January 2018 >>						

selected entries

[2013年3月22日配信「非理法
権天——東京国際空港D滑走路
違法埋立事件番外裁判」](#)

(03/19)

categories



東京国際空港D滑走路

東京地方裁判所民事32部
平成24年(ワ)第8599号 損害賠償請求事件

判決

主文

- (1) 被告は、原告に対し、**10万円**及びこれに対する平成21年4月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、これを100分し、その99を原告の負担とし、その余を被告の

- 事件 (484)
- [内幕](#) (9)
- [提言](#) (3)
- [連載](#) (386)
- [寄稿](#) (73)
- [ドキュメント](#) (34)
- [ミニ情報](#) (96)
- [回顧録](#) (23)
- [企業](#) (2)
- [企業](#) (1)
- [経済](#) (1)
- [司法](#) (1)
- [小説](#) (1)
- [世相](#) (1)
- [政治](#) (27)

archives

- [2018年](#)
- [2018年01月](#) (22)
- [2017年](#)
- [2016年](#)
- [2015年](#)
- [2014年](#)
- [2013年](#)
- [2012年](#)
- [2011年](#)
- [2010年](#)
- [2009年](#)

recommend

負担とする。

(4) この判決は第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、**1000万円**及びこれに対する平成21年4月22日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 当事者の主張

(1) 請求原因

① 原告が受任した法律事務の内容

弁護士である原告は、平成21年4月21日、A（以下「A」という。）との間で、原告がAの代理人として次の法律事務（以下「本件法律事務」という）を行う旨の委任契約を締結した。

<法律事務の内容>

Aの**鹿島建設株式会社**（以下「鹿島建設」という。）に対するAが鹿島建設から請け負った**東京国際空港D滑走路建設工事**に関する埋立資材の収集、運搬等の業務に係る経費相当額である8085万円の損害賠償請求及び当該請求に関する交渉。

② 被告による原告の法律事務への介入

ア) 原告は、平成21年4月21日、A及びAの業務補助者であるB（以下「B」という）とともに、鹿島建設と交渉を行うため、鹿島建設の事務所に赴いたが、その際、原告、A及びBのいずれとも面識のない被告が途中から同行した。

イ) 鹿島建設の事務所において、原告のみが鹿島建設の担当者と交渉を行うこととなったが、被告は、当該交渉の場に数分の間同席していた。

ウ) 上記交渉が終了し、原告、A及びBが帰路に就く際、被告は、上記原告ら三名に対し、「先生も入ったことですからこの件は円満におさめてくださいよ。」と延べ、また、Aに対し、「**住吉会副会長 住吉一家 波木 七代目 大竹新次**」と記載した名刺を交付した。

工) 被告は、暴力団波木組の組長であったが、平成21年6月2日、Bに電話を掛け、鹿島建設からの依頼を受けてAの鹿島建設に対する請求に介入することとなった旨を伝えた。

オ) 原告は、上記アから工のとおり、暴力団の組長である被告が本件法律事務に



穢れの町 (アイアマンガース部作2) (アイアマンガース部作2) (JUGEMレビュー 2) (JUGEMレビュー 2)
エドワード・ケアリー

recommend



AX アックス【電子書籍】 [伊坂 幸太郎] (JUGEMレビュー 2)

recommend



死刑捏造 松山事件・尊厳かけた戦いの末に (単行本) [藤]

関与したことから、自らの生命・身体に危険が及ぶかもしれない旨畏怖し、そのため、本件法律事務を遂行することを断念した。

③ 被侵害利益ないし違法性

上記②のとおり、被告は、原告に対し、被告がいわゆる暴力団の組長であることを知らしめるなどの脅迫行為をして原告を畏怖させて、原告をして本件法律行為を遂行することを断念させ、もって原告の弁護士業務を違法に妨害したのであるから、被告の行為は、原告に対する不法行為となる。

④ 被告の故意

被告はAに対し名刺を交付しているが、Aが自己の代理人である原告に当該名刺を交付することは当然認識していたというべきであるから、被告の脅迫行為は、故意による者である。

⑤ 原告に生じた損害

原告が、被告の不法行為によって畏怖し、また、その業務を妨害されたことにより受けた精神的苦痛に対する慰謝料は1000万円を下回らない。

⑥ よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づき、1000万円及びこれに対する不法行為の日である平成21年4月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による損害賠償金の支払を求める。

(2) 請求原因に対する認否

被告は、公示送達による適式の呼出しを受けたが、本日口頭弁論期日に出頭しない。

第3 当裁判所の判断

(1) 認定事実

①証拠（甲1の1の1及び甲1の1の2）及び弁論の全趣旨によれば、原告は弁護士であり、被告は、平成21年4月当時、指定暴力団住吉会の傘下組織である波木組の組長であって、いわゆる稼業名として「大竹新次」の指名（ママ）を使用していたことが認められる。

②証拠（甲1から9[甲1から3につき枝番を含む]、甲14及び甲15）及び弁論の全趣旨によれば、請求原因（第2の1）の（1）及び（2）ア）からエ）の事実を認めることができる。

(2) 被告の原告に対する不法行為の成否

①上記（1）の認定事実によれば、被告は、平成21年4月当時、指定暴力団住吉会の傘下組織である波木組の組長であったが、原告が佐藤から受任した本件法律事務の

原 聡] (JUGEMレビュー »)

recommend



日本中枢の狂謀 (JUGEMレビュー »)

古賀 茂明

recommend



悪だくみ 「加計学園」の悲願を叶えた総理の欺瞞／森功 【1000円以上送料無料】 (JUGEMレビュー »)

recommend

遂行として行った鹿島建設との交渉の場に立ち会い、原告らに対し「先生も入ったことですからこの件は円満におさめてくださいよ」と述べ、また、交渉終了後に、Aに対して被告の上記肩書を記載した名刺を交付したものである。

これらの事実によれば、被告は、Aに被告が暴力団の組長であることを殊更に認識させることにより、AのみならずAの代理人である原告に対してもこれを示し、暴力団の組長であることによることを背景に、暗に、原告やAの生命や身体に危害を加えかねないことを示して、Aから受任した本件法律事務の遂行を断念するよう要請したものであると認められ、このような被告の行為は、社会通念上許容される限度を逸脱して、違法に原告の弁護士としての業務遂行を妨害しようとしたものであるとすることができる。

②請求原因（2）オの事実について

被告の上記①の行為により原告が畏怖したことについては、原告の陳述書（甲14）によれば、交渉の時点では、被告とは面識がなく、被告が暴力団の組長であることを示したこともなかったのであるから、原告が、被告の交渉の際の言動により威圧感や不安感を覚えたことが認められるにとどまる。

また、上記陳述書には、原告が、被告の上記（1）の行為によってAの鹿島建設に対する請求を断念した旨の記載がある。

しかし、原告は弁護士であり、原告に対する上記のような被告の行為があったとしても、依頼者であるAのための法律事務の遂行を容易く断念することは、弁護士としての職務の放棄であるとの誹りを受けかねないのであるから、原告がそのようなことをしたとは思われず、A本人が鹿島建設に対する請求をしないことにしたにすぎないことがうかがわれるから、上記記載をそのまま採用することはできない。

もっとも、上記陳述書によれば、原告は、交渉の後に被告が暴力団の組長であることを知り、不安感を強めるとともに、Aに危害が加えられるおそれがある事を懸念し、鹿島建設に対する請求を手控えざるを得なかったことが認められる。

③以上によれば、原告は、被告の上記行為により、本件法律事務の遂行をするに当たって、自己の生命や身体に対する不安感を覚え、Aに対する危害が加えられることをも懸念しなければならない状況となり、そのためこの点において、被告は、社会通念上許される限度を超えて、違法に原告の弁護士業務を妨害したものであるとすることができる。

（3）原告に生じた損害

被告による上記2の不法行為の具体的態様や、原告が受けた影響の程度等の一切の事



裁判所の正体:法服を着た役人 たち (JUGEMレビュー)»

瀬木 比呂志, 清水 潔

recommend



維新の悪人たち「明治維新」 は「フリーメイソン革命」 だ! (JUGEMレビュー)»

船瀬 俊介

recommend

情を総合すれば、被告の不法行為により原告の被った精神的苦痛に対する慰謝料の額は、10万円と認めるのが相当である。

第5 結論

以上によれば、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償として10万円及びこれに対する不法行為の日である平成21年4月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めることができる。

よって、原告の請求は、上記の限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。（抄）

| 2013.03.19 Tuesday | 事件 | 23:34 | comments(0) | trackbacks(0) | - | - | by polestar0510

関連する記事

2018年1月30日<0510archives>「詐欺、脱税、マネロンの巣窟——監督官庁・捜査当局の規制強化で仮想通貨バブルは崩壊寸前！」

<事件> (2018.01.27)

2018年1月27日「『ヤフー』への検索結果削除命令で危惧すべきは確信犯たちの過去からの“逃避”！」<事件> (2018.01.21)

2018年1月23日配信「消費税法違反等での告発が順当な鳩山二郎代議士秘書の『国税圧力事件』の裏事情」<事件> (2018.01.16)

2018年1月20日配信<0510archives>「『スパコンの天才』が騙し取った100億円で見た“悪夢”!?」<事件> (2018.01.12)

2018年1月19日配信<0510archives>「月刊『Hanada』で復活を果たした山口敬之氏の暴論と限界」<事件> (2018.01.12)



サイコパス (文春新書) (JUGEMレビュー »)
中野 信子

recommend



ストリップの帝王 (JUGEMレビュー »)
八木澤 高明

recommend



コメント**コメントする**

name:

email:

url:

comments:

 入力情報を登録しますか？**この記事のトラックバックURL****トラックバック**[このページの先頭へ▲](#)

誤判「オオバ」の犯罪 [宮原裕志] (JUGEMレビュー »)

recommend

中世実在職業解説本 十三世紀のハローワーク (JUGEMレビュー »)

グレゴリウス 山田

recommend

さすらいの皇帝ペンギン (JUGEMレビュー »)

高橋 三千綱

recommend